

[Salesforce サービス約款]

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

[1] サービス提供者

本サービスは、株式会社セールスフォース・ドットコム(以下、「SFDC」という)をサービス提供者として提供されます。

[2] サービスの内容

1. お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCまたはSFDCが別途メール等の方法により通知・指定するクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
2. クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、別段の定めある場合を除き、SFDC所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できる場合があるものとします。
3. サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、SFDC所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。

[3] 対象ソフトウェア

本サービスの対象ソフトウェアは、サービス明細に記載するものとします。

[4] ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびSFDC所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

[5] ライセンス

別段の定めがある場合を除き、対象ソフトウェアのライセンスは、該当する1ライセンスの有効期間中1利用者でのみ利用することができるものとします。

[6] サポートサービス

1. JBCC または SFDC はサポートサービスとして利用方法等に対する問合せ受付を実施します。サポートサービスの問合せ先および提供時間帯は、サービス規程の定めにかかわらず、次の URL に記載のとおりとします。変更があった場合は、別途お客様に対しメール等の方法により通知されるものとします。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされることがあります。
2. サポートサービスの提供の有無、その内容・提供時間、その他提供条件等は JBCC または SFDC により随時変更される可能性があるものとします。

[7] オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加／向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。サポートオプションがある場合、その内容は、特則条項に記載のとおりとします。

[8] サービス料金

1. 利用料
(1) 本サービスの利用料は「年額固定制」とし、日割り計算はされないものとします。「従量制」の利用料があるとき、その計算方法等は、特則条項に記載のとおりとします。
(2) サービス明細にてオプションを選択した場合、別途料金が発生します。お客様は、オプションを単独で購入することはできません。料金は購入した月分から発生し、日割り計算はされないものとします。
2. その他料金
前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

[9] サービス規程の指定

SFDC所定のサービス規程は、次のURLに定めるとおりとします。お客様は、サービス規程を遵守することについて、SFDCに対し直接責任を負うものとします。

<https://www.salesforce.com/company/legal/agreements/> (SFDC 利用条件「Reseller Pass-Through Terms of Use (日本版)」)

https://www.salesforce.com/jp/assets/pdf/misc/salesforce_MSA.pdf (マスターサブスクリプション契約)

[10] 契約期間

1. 本サービスの契約期間は、サービス開始日の属する月の 1 日から 1 年間とします。契約期間満了1ヶ月前迄に、甲または乙のいずれかより書面による契約終了の申し入れがない限り、本契約は 1 年間自動的に延長されるものと、以後も同様とします。
2. 契約期間中に追加ライセンスを購入した場合、当該ライセンスの契約期間は既存ライセンスの契約期間と同じとします。

特則条項

[salesforce に関する特則]

[11] salesforce 条項

対象ソフトウェアの利用に関しては、以下の「salesforce条項」が本契約に定めるすべての条項に優先するものとします。

・定義

「本コンテンツ」とは、SFDCが公開されている情報源又は自己のサードパーティのコンテンツのライセンサーから取得して、本サービスを通じて、又は本契約にしたがって本顧客に提供する情報で、より詳細には本ドキュメンテーションに記述されるものを意味する。

「本顧客」とはお客様を指すものとする。

「本パートナー」とはJBCCを指すものとする。

「本顧客データ」とは、本顧客によって、又は本顧客のために本サービスに保存される電子的なデータ及び情報を意味する。本顧客データには、本コンテンツ及び非SFDCアプリケーションは含まれない。

「本ドキュメンテーション」とは、該当する本サービスの、Trust and Compliance(トラスト及びコンプライアンス)という表題のドキュメンテーション、並びにそのユーザガイド及びポリシーで、随時更新され、help.salesforce.com経由、もしくは該当する本サービスにログインすることによってアクセス可能なものを意味する。

「非SFDCアプリケーション」とは、ウェブベース、モバイル又はオフラインのアプリケーションソフトウェアの機能で、本パートナー、本顧客又はサードパーティが提供し、本サービスと相互運用するものを意味し、例えば、本顧客によって、又は本顧客のために開発されるアプリケーション、本マーケットプレイス上で公開されるアプリケーション、Salesforce Labs又は類似の表示により特定されるものが含まれる。

「本サービス」とは、SFDCが提供する製品及びサービスで、本パートナーが注文しSFDCがオンラインで利用可能にするものを意味する。本サービスには、本ドキュメンテーションの記述にしたがって、関連するモバイル又はオフラインのコンポーネントが含まれるが、本コンテンツ及び非SFDCアプリケーションは除外される。本サービスには、SFDCが本パートナー、又は直接本顧客に提供する場合があるコンサルティング、導入又はその他のプロフェッショナルサービスは含まれない。

「SFDC利用条件」とは、本パートナーが本顧客に転嫁することを要する契約条件で、<https://www.salesforce.com/company/legal/agreements.jsp> (又はSFDCが随時公開する場合があるその後継のURL)に定めるものを意味する。

「サブスクリプション」とは、本契約で特定される、本ユーザが一定期間、本サービス又は本コンテンツを利用できる権利を意味する。

「本ユーザ」とは、本顧客が本サービスを利用することを承認した個人であり、本パートナーがその者のためにサブスクリプションを購入した(又は、SFDCが無償で提供する本サービスの場合には、その者のために本サービスがプロビジョニングされた)、本顧客(又は、該当する場合には、本顧客の要請にしたがって本パートナー又はSFDC)がユーザID及びパスワードを付与した者を意味する。本ユーザには、例えば、本顧客の従業員、コンサルタント、受託者及び代理人、及び本顧客が取引を行う第三者が含まれる場合がある。

・禁止される利用

お客様は以下のことを行わないものとする。(a) 本サービスを本契約で許諾された利用権に違反して、又はその範囲を超えて、及びSFDC利用条件に違反して利用すること (b) 本サービス又は本コンテンツを自らもしくは本ユーザ以外の者に利用可能にすること、又は本サービスもしくは本コンテンツを自らもしくは本ユーザ以外の者の利益のために利用すること。ただし、本契約又は本ドキュメンテーションに明示的に別段の定めがある場合はその限りではない。(c) 本サービスを構成するソフトウェア、プログラムコード又はユーザインターフェースに基づいて二次的著作物を作成すること (d) 本サービス又はその一部、本サービスの特徴、機能、ユーザインターフェースを複製すること (e) 本サービス又は本コンテンツの一部をフレーム又はミラーすること。(f) 本サービスのリバースエンジニアリングをすること (g) 本サービスの完全性又は性能を妨害又は混乱させること (h) 「bot」もしくは「spider」を使って本サービスに組織的にアクセスすること、又は本サービスもしくはそれに関連するシステムもしくはネットワークに対する不正アクセスを試みること (i) 競合する商用の製品もしくはサービスの作成、もしくはプロモーションのため、又は本サービスと同じもしくは類似するアイデア、特徴、機能もしくはグラフィックスを利用した製品もしくはサービスの作成もしくはプロモーションのために、本サービスにアクセスすること (j) 適用ある法令、規則もしくは法規制に違反する方法で本サービスを利用もしくは頒布すること。本顧客、又はそれらの何れかの各本ユーザによる上記の故意の違反、又は本契約、本ドキュメンテーションに違反した本サービスの利用によって本サービスのセキュリティ、完全性、可用性に対する切迫した脅威があるとSFDCが判断した場合には、SFDCは、直ちに本サービスを停止することができる。SFDCは、当該本サービスを停止する前に、本顧客に当該違反もしくは脅威を是正する機会を与えるよう、そのような状況における商業上合理的な努力を行う。

・利用の制限

本サービス及び本コンテンツは、本契約及び本ドキュメンテーションに定める利用の制限を条件とする。別段の定めがない限り、(a) 本契約の数量は本ユーザ数を意味し、その数を超える本ユーザが、本サービス又は本コンテンツにアクセスすることはできない。(b) ある本ユーザのパスワードを、その他の個人と共有することはできない。(c) 本契約に別段の定めがない限り、ある本ユーザのIDは、その本ユーザが本サービス又は本コンテンツを爾後利用しなくなる場合には、従前の本ユーザに代わる新たな個人に割り当て直すことのみができる。本顧客が契約上の利用制限を超過した場合には、SFDCは本パートナー又は本顧客と協議して、本顧客の利用を削減することによって、その制限を守るように求めることができる。SFDCの努力にもかかわらず、本顧客が契約上の利用制限を遵守することができず、又は遵守しようとしなない場合には、お客様は、本パートナーの要請にしたがって、速やかに該当する本サービスもしくは本コンテンツの数量を追加するか、又は超過利用分の請求に対する支払いを行う。

・追加のサブスクリプション

既存の本契約に関連した、又はその他既存の本顧客組織において利用される本サービスの追加購入については、本顧客は、本パートナーが本契約に定める料金を受領できるように、本パートナー経由で、本契約に定めるプロセスにしたがって行わなければならないものとする。

・価格の変更

本パートナーは、本サービスの価格を、自己の裁量で何時でも変更することができる。

・契約関係

本顧客は、本パートナーとのみ契約を締結しており、SFDC とはいかなる契約関係も生じないものとする。

・監査権

SFDC は、本契約及び SFDC 利用条件の遵守を確認するため、本パートナーの本顧客による本サービスの利用状況を監査することができる。

・本コンテンツ及び非 SFDC アプリケーションの削除

SFDC がサードパーティの権利者から本コンテンツを削除するように求められるか、又は本顧客に提供した本コンテンツが適用ある法令に違反もしくは第三者の権利を侵害している可能性があるという情報を受領した場合には、SFDC は、本顧客による本サービス経由の当該本コンテンツへのアクセスを停止することができ、又は本パートナーもしくは直接本顧客に、本顧客が当該本コンテンツの全利用を停止しなければならず、また法令によって禁じられていない限り、当該利用の停止とともに、当該本コンテンツを速やかに自己のシステムから削除することを求められる旨を通知することができる。SFDC が、本顧客が本サービスと共に利用する非 SFDC アプリケーションが SFDC の外部向けサービスリリースもしくは適用ある法令に違反し、又は第三者の権利を侵害している可能性があるという情報を受領した場合には、SFDC はその旨を本パートナーもしくは直接本顧客に通知することができ、その場合、本顧客は、速やかに当該非 SFDC アプリケーションを無効化又は改変して、当該違反又は侵害の可能性を解決するものとする。本顧客が上記にしたがって必要な対策を取らない場合には、SFDC は、違反又は侵害の可能性が解決するまで、該当する本コンテンツ、本サービス又は非 SFDC アプリケーションを無効化することができる。SFDC が要請した場合、本顧客又は本顧客に代わって本パートナーが、当該消去及び利用停止を書面で確認するものとし、SFDC は、当該確認書の写を、サードパーティの請求者又は政府機関(該当する方)に提供する権限を有するものとする。

・保証の放棄

本契約に明示的に規定されている場合を除き、何れの当事者も、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、いかなる種類の保証も行わない。各当事者は、特に、商品性、特定目的への適合性又は権利侵害が無いことを含む全ての黙示の保証を、適用ある法令により認められる最大限において否認する。本コンテンツは、提供可能な限りにおいて、かついかなる保証も伴わない「現状有姿」で提供される。各当事者は、サードパーティのホスティング事業者に起因するいかなる損失又は損害についても、全ての責任及び補償義務を否認する。

・SFDC による補償

SFDC は、第三者が本パートナーに対して行いもしくは提起した、本サービスが当該第三者の知的財産権を侵害又は不正に流用していると主張する請求、要求、訴訟又は法的手続(以下「本パートナーに対する請求等」という)があった場合、又は SFDC が、本サービスが権利侵害又は不正流用をしている可能性がある合理的に判断した場合、SFDC は、自己の裁量で、本パートナー又は本顧客の費用負担なく、以下の何れかの対応を行うことができる。(i) 前記の「SFDC の保証」に基づく SFDC の保証に違反することなく、当該本サービスを、爾後権利侵害又は不正流用の主張を受けないように修正する。(ii) 本パートナー及びその本顧客が本契約にしたがってその本サービスを継続して利用できるライセンスを取得する。(iii) 30 日前に書面で通知して、本パートナー及び本顧客の当該本サービスの利用権を解約し、本パートナーに、その本サービスの解約の発効日後の本顧客のサブスクリプションの契約期間の残存(期間に相当する前払いされた料金を返金する)。(iv) 本パートナー及びその本顧客に、SFDC からの書面の通知後直ちに、実際の又は将来の本パートナーに対する請求等に関連する可能性のある本コンテンツ又は本顧客データの全ての利用を停止するように求める。SFDC は、本パートナーに対する請求等が以下の事由に基づく場合には、本項に基づきいかなる義務も負わない。(A) 本パートナー又は本顧客による、本契約、SFDC 利用条件等に従わない、又は本契約に基づき明示的に認められた以外の本サービスの利用又は改変 (B) 本パートナー又は本顧客による、本サービスのその他の製品もしくはサービスと組み合わせた利用 (C) 本パートナー又は本顧客による、本契約の条件に従わないマーケティングについての請求及びその他の行為 (D) 本コンテンツ、非 SFDC アプリケーション又は本顧客による SFDC 利用条件の違反又はサードパーティのホスティングプロバイダの行為。

・SFDC による取消し

SFDC は、以下の権利を留保する。(a) 或る本顧客が SFDC 利用条件に違反している場合に、該当する契約を解約し、又は本サービスへのアクセスを停止すること (b) 本パートナーが支払を 30 日以上遅滞している場合に、該当する本顧客の本サービスのアクセスを停止し、又は当該本顧客に直接連絡すること。SFDC は、その本顧客に直接連絡する前に、本パートナーに通知する。いかなる場合も、当該解約又は停止は、SFDC に、本パートナー又は本顧客に対する返金又は損害賠償の責任を生じさせるものではない。

・輸出法の遵守

本サービス、本コンテンツ、その他の SFDC のテクノロジー及びそれらの派生物等は、日本、カナダ、米国及びその他の国又は地域の輸出管理法令の対象となる場合がある。SFDC 及び本顧客はそれぞれ、自己が米国政府の取引禁止業者リストに記載されていないことを表明する。本パートナーは、いかなる本顧客又は本ユーザにも、米国の禁輸国及び地域(現時点ではキューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア及びクリミア)における、又は米国もしくは日本からの輸出を受領することを禁じられた人もしくは事業体による、又は日本、カナダもしくは米国の輸出管理法令もしくは規制に違反した、本サービスもしくは本コンテンツのアクセスもしくは利用を許可しないものとする。

・次のいずれかの場合は約款[9]に定めるマスターサブスクリプション契約は適用されないものとする。

- (1)お客様が、ドキュメンテーションに記載された本サービスについて、SFDC と締結された書面によるマスターサブスクリプション契約を締結している場合。その場合は、当該 SFDC との書面による契約が適用されるものとする。
- (2)本契約に別段の定めがある場合。

・サービス毎の特則

以下の各サービスについては次の特則が適用されるものとします。

(1)Lightning Sales Cloud

お客様の本サービスの利用には、以下の制限が適用されます。<http://www2.sfdcstatic.com/assets/pdf/misc/lightning-contractual-restrictions.pdf>

お客様は、上記の機能制限が、実際には契約上のものである(これらの制限は、本サービスでは技術的には制限されていない)ことを了承し、本ユーザによる当該サブスクリプションの利用を厳しく監視し、それによって当該利用制限を遵守させることについて責任を負うことに同意するものとします。SFDC は、お客様の当該サブスクリプションの利用状況を、何時でも本サービス経由で検査することができます。

(2)Einstein Features

SFDC は、本サービスを通じてお客様に Einstein 機能へのアクセスを提供する場合があります。お客様による Einstein 機能の利用には、この契約の一部となる Einstein 機能の Order Form Supplement (<https://www.salesforce.com/company/legal/agreements.jsp> で確認可能) (以下「本補足条件」といいます)が適用されるものとします。お客様が本サービスのインスタンスで初めて Einstein 機能を利用する際に、Einstein 機能の利用条件の同意確認を促すアプリ内メッセージが表示されます。インスタンスで各 Einstein 機能を有効/無効にする方法は、本ドキュメンテーション (https://help.salesforce.com/apex/HTViewSolution?urlname=Einstein-Enable-Disable&language=en_US で確認可能)に記載されています。Einstein 機能は、この契約に基づき提供される本サービスの重要なコンポーネントとみなされないものとします。本ドキュメンテーションに記載するとおり、Government Cloud などの一部のお客様は、Einstein 機能を利用できません。

(3)Scratch Org

Scratch Org がこの契約又は別の契約のいずれに基づき提供されるかに関わらず、お客様による ScratchOrg の機能のあらゆる利用には、以下の条件が適用されます。Scratch Org は、テスト及び開発にのみ利用することができ、本番環境で利用することはできません。SFDC は、そのシステムメンテナンスの一環として、本ドキュメンテーションの記載に従って、Scratch Org (関連データ又は有効な Scratch のオブジェクトを含む)を定期的に消去します。有効な ScratchOrg の消去によってお客様の Scratch Org のサブスクリプションが終了するものではありません。有効な ScratchOrg が、お客様の Scratch Org のサブスクリプションの契約期間中に消去された場合、お客様は、有効な ScratchOrg を新たに作成することができます。新規の有効な Scratch Org の作成は、本ドキュメンテーションに定める ScratchOrg の 1 日当たりの制限の対象となります。お客様の MSA の、ログの保存、バックアップ、災害復旧、データの返却及び消去に関するあらゆる表明、保証及び約定は、Scratch Org には適用されません。

(4)Free Sandbox with Enterprise Edition

この契約の注文開始日サービス開始日以降、この契約に基づきプロビジョニングされるか、別の有効な契約に基づきプロビジョニングされるかを問わず、お客様の全ての既存の Sandbox のサブスクリプションには、次の条件が適用されます。Sandbox のサブスクリプションの使用目的は、テスト及び開発に限定され、本番環境としては使用できないものとします。システムメンテナンスの一環として、SFDC は、お客様が 150 日間連続してログインしていない Sandbox を削除できるものとします。SFDC は、当該削除の 30 日以上前に、お客様が 30 日 (又はそれ以上)の期間中に当該 Sandbox にログインしない場合には、Sandbox が削除されることをお客様に通知するものとします (電子メール可)。Sandbox の削除により、お客様の Sandbox のサブスクリプションが終了することはありません。お客様の Sandbox のサブスクリプションの契約期間中に Sandbox が削除された場合には、お客様は新たな Sandbox を作成することができます。